

大熊町・双葉町の復興等
に向けた重点要望について
(要望書)

令和5年8月

大熊町長 吉田 淳 双葉町長 伊澤 史朗

大熊町議会議長 吉岡 健太郎 双葉町議会議長 伊藤 哲雄

双葉町は令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示解除が実現し、東日本大震災から約11年半を経てふるさとに帰還することが出来ました。しかしながら帰還・居住が可能となったエリアは町域の約15%にとどまり、残りの約85%は未だに帰還困難区域となっています。また、避難生活は長期にわたっており、町民の高齢化も進む中、生活環境を変えることは容易ではなく、避難指示解除から約1年が経過する現在において、町内居住者は約90名（令和5年8月現在）にとどまっております。東日本大震災から12年以上が経過した現在においても、未だに大半の町民がふるさとを離れ避難生活を余儀なくされている厳しい状況に置かれています。

また、大熊町では、この間、多くの皆様から温かいご支援の下、復興に向けた取組は一つ一つ実を結び、平成31年4月に先行して避難指示が解除された大川原地区復興拠点の整備などが着実に進展しているほか、令和4年6月30日には町の中心部であった地域を含む特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、ふるさとの復興・再生に弾みを付けようとしています。その一方で、いまだ多くの町民が避難生活を余儀なくされ、町内居住者は575名（令和5年8月1日現在）とごく僅かにとどまっております。また町土の約半分が未だ帰還困難区域となっています。様々な課題を抱える大熊町が、ふるさとの再生や真の復興を果たすためには、極めて長期間にわたる努力の傾注が必須となっています。

大熊町、双葉町は、過酷な事故を起こした福島第一原子力発電所の立地自治体であり、30～40年以上かかる廃炉作業や苦渋の決断による中間貯蔵施設の受入れ、本年8月24日より開始されたALPS処理水の海洋放出に伴う新たな風評被害の懸念など、他の被災自治体と比べても厳しい状況におかれ、周辺の他の自治体とは復興のステージが大きく異なっています。このような特殊かつ厳しい状況をご理解いただいた上で、引き続き、第2期復興・創生期間などにとらわれることなく、以後も復興を成し遂げるまでご支援いただきますようお願いいたします。

「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除する決意」の下、令和3年8月に策定した政府方針及び本要望なども踏まえて、希望する町民の帰還に向けた早急な取組、支援を行うとともに、全域の避難指示解除に向けて、一層の御努力をお願いいたします。

大熊町、双葉町といたしましては、原子力災害に自然災害や新型コロナウイルスの影響などが加わったこの難局を、今後も全力で取り組んでまいりますので、国におかれま

しても、引き続き原子力災害被災地域の復興・再生を国の責務として一層の御尽力を頂くよう、特に次の事項について要望いたします。

1. 特定復興再生拠点区域外における取組の具体化について

【復興庁、経産省（原子力災害現地対策本部）、環境省】

令和3年8月に政府において、特定復興再生拠点区域外における対応の具体化等の内容とする政府方針が決定され、これを踏まえ、帰還困難区域の更なる除染・避難指示解除を進める「特定帰還居住区域復興再生計画」の認定を盛り込んだ福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律が本年6月に成立しました。本制度に基づき、早期に除染を開始し、着実に避難指示解除を進めるとともに、一刻も早く両町の町民がふるさとに戻り震災前の生活を取り戻すことができるよう、また、両町全域の避難指示解除に向けた特定復興再生拠点区域外における取組の具体化について、以下のとおり要望いたします。

- 政府方針に基づき、2020年代の早期に希望する住民が帰還できるよう、必要な制度・予算措置を行うとともに、特定復興再生拠点区域外の住民の帰還の意向を迅速かつ丁寧に把握し、特定帰還居住区域復興再生計画を速やかに認定し、遅滞なく除染に取り組むこと。また、意向把握に際しては、帰還の判断をすぐには行えない住民にも配慮して継続的かつ複数回行うこと。
- 除染等に取り組む際には、住民が安心して帰還できるよう、帰還・日常生活に必要な範囲をそれぞれの生活に即して幅広くとらえ、より広範囲の面的な除染の実施を目指すなど、住民の意向を丁寧にくみ取るとともに、地元自治体と緊密に連携すること。
- 現在、両町の町民は全国の自治体に避難を余儀なくされており、その背景事情は様々である。また、帰還に際しても、例えば、生活基盤のある避難先を本拠としつつ、町内に週末のみ滞在するなどの多様なパターンが想定される。帰還を促進するため、長期にわたる避難生活の実態に即した帰還形態を認めること。
- より多くの住民帰還の実現や居住人口の回復に向けて、令和6年度から拠点外(特定帰還居住区域の全域)で行う本格除染に弾みをつける意味でも、今年度到大熊町・双葉町で行われる先行除染の結果が注目される。そこで、国はこの先行除染が着実かつ効果的に実施できるよう、十分な準備を進め、対策を講じること。

- 除染に際しては、帰還困難区域（特定復興再生拠点区域外）の空間線量率が原発事故から10年以上経過した今でも毎時 $11\mu\text{Sv}$ を超える非常に高い場所が存在し、拠点区域内と同様の除染では十分な線量低減が図れない。特に、帰還困難区域は山林など比較的線量率が高い箇所が多く残されている。そこで、国は、比較的空間線量率が低い場所を前提とした現在の除染関係ガイドラインの見直しも含めて、地元自治体と十分に協議し、高線量率地帯においてさらに踏み込んで効果的な除染手法を検討し、必要な対策を講じること。
- 特定帰還居住区域において早期に避難指示解除を目指すためには、除染とともに、上水道等のインフラ整備も同時に行う必要がある。両町での上水道の整備は、双葉地方水道企業団が行っているが、水道設備等の整備を進めていく上で資金面のみならず、同時期に必要な施工業者を確保することが難しいなどの課題も抱えている。そこで、両町で早期の避難指示解除に向けて必要なインフラ整備が進むよう、事業者支援を含め、実効性のある支援を検討・実施すること。
- 荒廃が進む特定復興再生拠点区域外の建物については、所有者から「自宅が朽ちていく様を見ていられないので解体してほしい」、「いつまで除染・解体を待てばよいのか」等、悲痛な声が寄せられている。また、一時立入りする町民の被ばく線量の累積、管理不全家屋での火災や延焼、災害発生時の放射性物質の流出、治安の悪化、野生動物の発生等、多くのリスクを抱えている。さらに、廃屋となった家屋等の解体や除染が具体化しないことで、周囲の土地利用を検討できず復興の妨げとなっている。こうした住民の声や厳しい現状を踏まえ、残された土地・家屋等の扱いについても地元と丁寧に協議を重ねつつ検討を進め、速やかに方針を示すこと。
- 帰還困難区域全域の避難指示解除に向けた見通しや取組方針も早急かつ具体的に明らかにし、除染等、帰還に向けた必要な対応の実施に全力で取り組むこと。

2. 復興のスタートに立つ両町への重点的サポート

【復興庁、経産省】

これまで平成 23 年度から令和 2 年度まで復興にあてられた事業規模は全体で約 31 兆円である一方、令和 3 年度から 7 年度までの第 2 期復興・創生期間における事業規模は全体で約 1.6 兆円、そのうち福島県関係は約 1.1 兆円とこれまでの 10 年間と比べると格段に少ないものとなっています。

原子力災害で大きな被害を受けた双葉町は、特定復興再生拠点区域の避難指示解除が令和 4 年 8 月 30 日に実現しましたが、復興の状況は他の市町村と比べて大きく異なり、特定復興再生拠点区域の避難指示解除をもって、ようやく復興のスタートラインに立ったに過ぎず、行政として必要な施設整備等もこれから着手することになります。

また、大熊町も、令和 4 年 6 月 30 日に町の中心部だった地域を含む特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されたばかりであり、J R 大野駅を中心としたエリアの開発をようやく着手し、こちらもこれでようやく復興のスタートラインに立ったところです。

両町とも震災から 12 年以上が経過し、ようやく町土の復興・再生に本格的に着手できるようになった状況に過ぎず、他の被災地に比べて極端に復興が遅れていることから、多様な課題に対応し復興を前に進めていくため、両町の各種取組の推進に対する支援について、以下のとおり要望します。

- 第 2 期復興・創生期間はもとよりそれ以後も、復興が成し遂げられるまで、震災復興特別交付税措置及び普通交付税の人口特例を継続するとともに、福島再生加速化交付金、被災者支援総合交付金、福島生活環境整備・帰還再生加速事業、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金等について、中長期にわたる財源の確保及び弾力的な運用を行うこと。
- 特に自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（自立補助金）は、企業誘致による「働く場」を確保するための有用な支援ツールである。この支援ツールがあったからこそ大熊町や双葉町に大型投資を決定した事例も生まれた。引き続き、大型投資案件も含め誘致できるよう、十分かつ中長期にわたる適切な制度の維持及び

財源の確保を行うこと。

- 国においては、第2期復興・創生期間とその後においても、両町は、本格的な復興・再生に向けた取組を加速化することが必要であり、帰還と移住を同時に進めなければならない特殊事情に応じた移住・定住などのソフト事業及びハードインフラ整備も含め必要な予算規模を確保し、十分かつきめ細かい支援を行うこと。
- 長期の避難生活を余儀なくされている町民に対して現在行われている生活支援策について、先行解除された他市町村との復興の進捗状況の大きな差を考慮し、特に高速道路の無料措置の継続、医療費の一部負担金、国民健康保険税等の減免等の継続、被災者生活再建支援金の申請期間の延長等について、不公平が生じないよう特段の配慮を行うこと。
- 買い物環境について、国や県の支援の下、大熊町、双葉町では商業施設を設置するなど生活インフラの整備に取り組んでいるが、町内の買い物環境は震災前の水準にはるかに及ばない状態にとどまっている。特に、スーパーマーケットの町内誘致が町民の帰還や町内への移住を促進するために必須となっており、国による「福島12市町村における生活基盤再建に関する実証調査事業」のフォローアップなどを活用して誘致に取り組んでいるところであるが、今後も同事業の継続や更に踏み込んだ支援により、買い物環境の向上を後押しすること。

3. 福島第一原子力発電所の廃炉を担う東京電力への監督・指導

【経産省】

東京電力には福島第一原子力発電所の廃炉作業を安全かつ着実に完遂する責任があります。廃炉は大熊町や双葉町は元より被災地復興の大前提であり、中長期ロードマップ等に基づき、世界の英知を結集し、国が前面に立ち総力を挙げて取り組むとともに、廃炉作業が安全かつ着実に実施されるよう東京電力の監督・指導を強化する必要があります。

しかし、令和3年2月に発生した福島県沖地震によって露呈した東京電力の地震対策の不備等、柏崎刈羽原子力発電所におけるテロ対策の決定的欠如、安全対策工事未了の発覚など、原子力発電所を担う企業として当然備えるべき緊張感や危機意識が欠けていると言わざるを得ず、地元との信頼関係が大きく損なわれる事態となっています。

そこで、東京電力への監督・指導について、以下の通り要望いたします。

- 国としても、原子力政策を推進してきた責任も踏まえ、安全かつ着実な廃炉作業が行われるよう東京電力に対して厳しい指導を徹底すること。
- 特に、東京電力が本年3月から4月にかけて行った福島第一原子力発電所1号機原子炉格納容器内部調査において、圧力容器を支える土台であるペDESTAL内部の壁が大きく損傷し、核燃料（デブリ）が溶け落ちた可能性が示された。内部の放射性物質が放出される可能性や土台の耐震性・耐久性の評価を含め、速やかに検証・再評価してしっかりとした対策を講じるよう、東京電力を適切に指導すること。
- 中長期ロードマップに処理・処分方法が明記されていない使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の具体的な議論を進め、県外において適切に処分すること。
- 中間指針第5次追補を踏まえた賠償はもとより、被害者それぞれの立場に立った賠償が迅速かつ柔軟になされるよう、東京電力を適切に指導すること。

4. ALPS 処理水をめぐる責任を持った対応

【経産省、環境省】

ALPS 処理水については、関係閣僚会議において、令和3年4月に国際的慣行に沿った、科学的・技術的根拠に基づく方法として大幅に希釈した上で海洋放出を実施することが決定され、関係設備の整備、安全性確認を経て本年8月24日に海洋放出が開始されました。しかし、海洋放出の実施にあたっては地元への影響を最大限考慮すべきであり、以下の通り要望いたします。

- 国においては、実施主体の東京電力に対し、国際基準、関係法令等の厳守を徹底するよう監督するとともに、海洋放出を決定した主体として責任を持って科学的根拠に基づく情報発信を国内外に丁寧に行い、国民・国際社会の理解の醸成に取り組むこと。
- 復興の妨げとなる新たな風評を発生させないという強い決意の下、万全な風評対策を講じるとともに、将来に向けた実効性のある事業者支援策等に取り組むこと。
- あらゆる取組を行ってもなお、風評影響が生じた場合には、農林水産物の一時的買取・保管の対策等を機動的に行うこと。また、東京電力に対し、賠償枠組みなどについて被害者に寄り添ったものとなるよう責任を持って指導すること。



(本件事務取扱)

大熊町役場 企画調整課 課長 幾橋 功

電話：0240-23-7584

住所：福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717

双葉町役場 復興推進課 主幹 藤岡 俊之

電話：0240-33-0127

住所：福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4